4/15 県内版

高浜再稼働差し止め

新基準「合理性欠く」

福井地裁が仮処分決定

福井県や関西の住民ら九人が関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の再稼働差し止めを求めた仮処分申し立てに対し、福井地裁（樋口英明裁判長）は十四日、住民側の主張を全面的に認めて差し止めを命じる決定を出した。確定まで時間のかかる判決とは異なり、仮処分決定には即効性があるため、司法が原発を止める全国初のケースとなる。関電は異議申し立てをするとみられる。（布施谷航）

3面、2面、論説3面、決定要旨2面

決定で樋口裁判長は「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険がある」と高浜原発の危険性を指摘。さらに「新規制基準は合理性を欠くものであり、その基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもない」と、再稼働の条件を満たしたとする原子力規制委員会の判断も厳しく批判した。

喜びの支援者に囲まれる中、高浜原発の運転差し止め仮処分決定を認める垂れ幕を掲げる関係者＝14日午後2時10分、福井市の福井地裁前で（運営委員会撮影）

樋口裁判長は昨年五月、大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟で「人格権の根幹に侵害の恐れがある」として住民側勝訴の判決を言い渡した。判決は現在、名古屋高裁金沢支部で控訴審が進められている。樋口裁判長は今月一日付で名古屋家裁判事に異動したが、職務代行が認められ、今回の決定を出した。

仮処分申し立てをめぐっては、住民側は「人格権が侵害される具体的な危険がある」と主張したのに対して、関電側は「原発に危険が内在しているのは前提。顕在化しないように適切に管理できるかを判断してもらいたい」と反論していた。これに対して、決定では「新規制基準は合理性を欠く。人格権を侵害される具体的危険性があると判断した。

決定では「基準地震動を超える地震が高浜原発に起きないというのは、根拠に乏しい楽観的見通しにすぎない」とも指摘して「高浜原発の地下に特異な構造は認められない」とする関電側の主張を退けた。

原発の耐震性を判断する基準となる「基準地震動」についても、二〇〇五年以降、全国の四原発で五回、想定した地震動を超える地震が起きていることなどを挙げて「基準地震動は実績のみならず論理面でも信頼性を失っている」と指摘した。

関電は同町や県の地元同意などを経て、今年十一月にも再稼働する計画だったが、今回の決定で大幅にずれ込む可能性がある。

決定要旨

- 高浜原発3、4号機を運転してはならない
- 想定を超える地震が来ないとの根拠は乏しく、想定に満たない場合でも冷却機能喪失による重大事故が生じうる
- 使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込むなどの対策がとられていない
- 原子力規制委員会の新規制基準は合理性を欠き、適合しても安全性は確保されていない
- 原発運転により、住民の人格権が侵害される具体的な危険がある

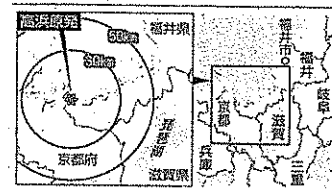

司法が原発政策「ノー」

解説

樋口英明裁判長は「新規制基準は安全性は確保されない」と指摘。「人格権の根幹部分に対する具体的侵害の恐れがある」とした昨年五月の大飯原発差し止め判決と重ね合わせると「原子力規制委が国民の人格権侵害にお墨付きを与えている」との厳しい指摘も透けて見える。

大飯判決では「二百五十キロ圏内の住民に深刻な被害が生じうる」と指摘。これを言い換えると、結果的に北海道の一部と沖縄県しか安全でないことになる。しかし、今回は「新規制基準は合理性を欠く」とまで踏み込み、明確に国の原発政策に「ノー」を突きつけた。

「大飯判決を言い渡した樋口裁判長による異例の決定」と一刀両断する意見も多い。しかし、決定では一九九二年の伊方原発（愛媛県）の最高裁判決を引用して新規制基準の問題点を指摘。住民側の申し立てが棄却された昨年十一月の大津地裁での仮処分決定でも、新規制基準に対する問題点が指摘された。「高浜決定」「大飯判決」は、これまでの潜在的な司法判断を顕在化させたとも言える。

大飯判決で「福島原発事故後、判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べた樋口裁判長は四月一日付で、原発訴訟を扱うことのない名古屋家裁判事に異動した。自身の手による判決文を実行したその姿勢は、全国の裁判官に対するメッセージでもある。（布施谷航）

遺憾、承服できない

関西電力のコメント　高浜原発3、4号機は、新規制基準の適合性審査会合などで安全性について説明を重ね、原子力規制委員会から原子炉設置変更許可を受けている。福井地裁において仮処分申し立ての却下を求め、安全性が確保されていることを主張・立証してきた。審査を福井地裁に強く求めてきたが、合理的な理由なく審理を終結し、申し立てを認める決定をした。主張を理解されず遺憾であり承服できない。決定文の詳細を確認し、速やかに不服申し立ての手続きをとる。再稼働に向けた影響を最小限に抑め、早期に仮処分命令を取り消していただくため、今後も安全性の主張・立証に全力を尽くす。

安全最優先に対応

西川一誠知事のコメント　裁判所の決定は司法の判断であり、申し上げる立場にない。政府は、原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所については再稼働を進めるという方針。県としては、これまでどおり、国や事業者の対応状況などを十分確認し、安全確保を最優先に慎重に対応していく。

審査に影響はないと考えている

「審査に影響ない」

関西電力高浜原発3、4号機の再稼働を認めないとした福井地裁の仮処分決定を受け、原子力規制委員会事務局の米谷仁総務課長は十四日の定例会見で「規制委は本件の当事者ではなく、直接コメントする立場にない」と繰り返した。

米谷氏は「あくまでも関電に対しての命令であり、規制委の審査や処分への差し止めを命じるものではない。審査に影響はないと考えている」と強調。規制委が現在行っている高浜3、4号機の安全対策設備の詳細設計などのチェック作業は、今回の決定にかかわらず進めるとした。

高浜原発　高浜町にある関西電力の原発。1～4号機全てが加圧水型軽水炉（PWR）で、事故のあった東京電力福島第一原発（福島県）の沸騰水型軽水炉（BWR）とは異なる型。1号機は1974（昭和49）年、2号機は75年に運転を開始。ともに出力は82万6000キロワット。3、4号機はいずれも出力87万キロワットで、85年に運転を始めた。30キロ圏には京都府舞鶴市や綾部市などが含まれ、京都府は2月、意見表明権や関電の回答義務を盛り込んだ安全協定を結んだ。関電は東電福島原発事故後の法改正で原則40年とされた運転期間の延長を目指し、1、2号機の特別点検を昨年12月に開始。3月に新規制基準への適合性を確認する審査を原子力規制委員会に申請した。

取り消しまで再稼働できず

今回の仮処分決定によって、法的に高浜原発3、4号機の再稼働はできなくなった。再稼働を目指す関電側は福井地裁に異議を申し立てることが予想される。

異議が認められれば仮処分の決定が取り消され、再稼働は可能。一方、異議が却下された場合は再稼働を認めない仮処分決定は有効なままとなり、関電はさらに高裁に抗告するとみられる。仮処分決定が取り消されれば、住民側も高裁に抗告することが考えられる。

いずれの決定が出されても、再稼働が認められるには時間がかかる見通しだ。

仮処分が出されると法的に再稼働ができなくなるが、それでも関電側が原発を動かした場合、裁判所が巨額の制裁金を課す措置が取られる可能性もある。住民側の代理人弁護士は「法治国家の日本で、あえて裁判所に背いて再稼働するとは考えにくい」と指摘する。

仮処分決定後に関電側が住民側に対し、仮処分の申し立てではなく、通常の民事訴訟を起こすよう求めるケースもある。これを受け、住民側が本訴を提起すれば、再度、法廷で関電側と争うことになる。この場合は現在、名古屋高裁金沢支部で争われている大飯原発3、4号機の運転差し止め控訴審とは別に、福井地裁で裁判が進められる可能性が高く、同じ争点の訴訟が二つの裁判で進められる。（中畑賢一）
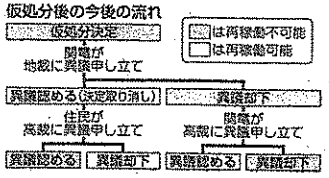
仮処分後の今後の流れ